

【総論】

【総論】では、政務活動費の概要と根拠法令等を示し、交付から収支報告までの流れを記載しています。

- 1 政務活動費の概要
- 2 政務活動費の交付から収支報告までの流れ

1 政務活動費の概要

(1) 政務活動費とは

政務活動費とは、「地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定」により制定された「札幌市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、札幌市議会における会派（所属議員が 1 人の場合も含む。以下「会派」という。）に対し調査研究、研修、広報広聴、市民相談、要請陳情、会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動並びに市民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費の一部として交付されるものです。

(2) 根拠法令・関係規定

① 法律	地方自治法 第 100 条第 14 項から第 16 項まで 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。 16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
② 条例	札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（資料編… P 44）
③ 規則	札幌市議会政務活動費の交付に関する規則（資料編… P 52）
④ 要領	政務活動費に関する取扱要領（資料編… P 60）
⑤ 要綱	札幌市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する要綱（資料編… P 66）

(3) 交付の概要

① 対象	会派（所属議員が 1 人の場合を含む）
② 額	月額 40 万円 × 各月における当該会派の所属議員数
③ 方法	各四半期の最初の月の 10 日に、当該四半期に属する月数分を交付する。

2 政務活動費の交付から収支報告までの流れ

< 本手引きの参照ページ >

政 務 活 動 費 の 交 付

政 務 活 動 費 の 使 用 (会 派 又 は 議 員)

【使用編】

⇒ P 5 ～ P 31

領 収 書 等 の 受 領 (会 派 又 は 議 員)

【報告編】

⇒ P 33 ～ P 35

出 納 簿 等 へ の 記 入 (会 派)

⇒ 各会派の会計処理による。

領 収 書 等 添 付 用 紙 の 作 成 (会 派)

⇒ P 36 ～ P 37

領 収 書 等 添 付 用 紙 の 整 理 (会 派)

⇒ P 38

必 要 書 類 の 保 管 (会 派 又 は 議 員)

⇒ P 39

会 計 期 間 の 終 了

収 支 報 告 書 の 作 成 (会 派)

⇒ P 40

収 支 報 告 書 の 提 出 (会 派)

⇒ P 40 ～ P 41

